

5 消安第 2619 号  
令和 5 年 8 月 7 日

一般社団法人 全国植物検疫協会会長 殿

農林水産省消費・安全局長

タイ産マンゴスチンの生果実に関する植物検疫実施細則について

タイ産マンゴスチンの生果実の輸入に関し、「タイから発送されるマンゴスチンの生果実に係る農林水産大臣が定める基準を定める件」の一部改正（令和 5 年 8 月 7 日農林水産省告示第 911 号）が令和 5 年 8 月 7 日付けで公布及び施行（別添 1）されたことに伴い、「傷のないものとして選果されたタイ産マンゴスチンの生果実に関する植物検疫実施細則」を制定（別添 2）し、「タイ産マンゴスチンの生果実に関する植物検疫実施細則」を一部改正（別添 3）したのでお知らせします。

ついては、このことについて貴協会関係者への通知方お願いします。

○農林水産省告示第九百十一号

植物防疫法施行規則（昭和二十五年農林省令第七十三号）別表二の付表第四十の規定に基づき、平成十五年四月二十五日農林水産省告示第七百二十一号（タイから発送されるマンゴスチンの生果実に係る農林水産大臣が定める基準を定める件）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

令和五年八月七日

農林水産大臣 野村 哲郎

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後	改正前
<p>一 植物及び地域 マンゴスチンの生果実であつて、タイで生産されたものであること。</p> <p>三 輸出国における検査及び証明</p> <p>(一) (略)</p> <p>(二) (一)の植物検疫証明書には、次に掲げる事項が特記されていること。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 四の(一)又は(二)の措置が行われたものであること。</p> <p>輸出国における措置</p> <p>次のいずれかの措置が行われたものであること。</p> <p>(一) 蒸熱処理施設において、相対湿度五十パーセントから八十パーセントの蒸気を使用して、一定の上昇率で摂氏四十三度まで上げ、その後、飽和蒸気を使用して、生果実の中心温度を摂氏四十六度とし、その温度以上で五十八分間消毒する措置</p> <p>(二) 濃密な病害虫防除が行われる生産園地において生産し、及び収穫し、かつ、傷のない生果実のみを選果できる選果施設において選果する措置</p> <p>五 植物防疫官による確認</p> <p>三の(一)の検査及び四の(一)又は(二)の措置が的確に実施されていることが植物防疫官により確認されること。</p> <p>六 こん包及びこん包場所</p> <p>(一) 生果実は、ミカンコミバエ種群の侵入するおそれがないと認められる材料によりこん包されていること。</p> <p>(二)・(三) (略)</p> <p>九 表示</p>	<p>一 植物及び地域 マンゴスチンの生果実であつて、タイのうち、タイ植物防疫機関が濃密な病害虫防除が行われる地区として指定した地域で生産されたものであること。</p> <p>三 生産地における検査及び証明</p> <p>(一) (略)</p> <p>(二) (一)の植物検疫証明書には、次に掲げる事項が特記されていること。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 四の消毒が行われたものであること。</p> <p>生産地における消毒</p> <p>蒸熱処理施設において、相対湿度五十パーセントから八十パーセントの蒸気を使用して、一定の上昇率で摂氏四十三度まで上げ、その後、飽和蒸気を使用して、生果実の中心温度を摂氏四十六度とし、その温度以上で五十八分間消毒すること。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>五 植物防疫官による確認</p> <p>三の(一)の検査及び四の消毒が的確に実施されていることが植物防疫官により確認されること。</p> <p>六 こん包及びこん包場所</p> <p>(一) 消毒された生果実は、ミカンコミバエ種群の侵入するおそれがないと認められる材料によりこん包されていること。</p> <p>(二)・(三) (略)</p> <p>九 表示</p>

三の(一)の検査及び四の(一)又は(二)の措置が行われた生果実の各こん包又は束ねたこん包には、輸出植物検疫が終了している旨及び仕向地が日本である旨の表示がなされていること。

三の(一)の検査及び四の消毒が行われた生果実の各こん包又は束ねたこん包には、輸出植物検疫が終了している旨及び仕向地が日本である旨の表示がなされていること。

傷のないものとして選果されたタイ産マンゴスチンの生果実に関する植物検疫実施細則

令和5年8月7日付け5消安第2619号  
消費・安全局長通知

タイから発送されるマンゴスチンの生果実に係る農林水産大臣が定める基準(平成15年4月25日農林水産省告示第721号。以下「告示」という。)4の(2)の措置が行われるものに係る植物検疫の実施については、植物防疫法施行規則(昭和25年農林省令第73号)、告示及び輸入植物検疫規程(昭和25年7月8日農林省告示第206号)に規定するもののほか、この細則に定めるところによる。

### 1 生産園地

告示4の(2)の生産園地とは、タイ植物防疫機関が次の条件を満たしている生産園地として指定したもの(以下「指定生産園地」という。)をいうものとする。

- (1) 病虫害防除を含む園地管理が適切に行われること。
- (2) 未熟かつ傷のない生果実が樹上から直接収穫されること。
- (3) 作業員に対して、(2)の作業が適切に行えるよう研修が実施されること。
- (4) タイ植物防疫機関による監督及び監査が行われること。
- (5) 登録番号、生産者名、園地の場所及び園地面積を記載した一覧表が作成され、輸出を開始する1か月前までに、タイ植物防疫機関から日本国植物防疫機関宛てに提出されること。

### 2 選果施設

告示4の(2)の選果施設とは、タイ植物防疫機関が次の条件を満たしている選果施設として指定したもの(以下「指定選果施設」という。)をいうものとする。

- (1) タイ植物防疫機関の立会いの下、傷のない生果実のみが選果されること。
- (2) 作業員に対して、(1)の作業が適切に行えるよう研修が実施されること。
- (3) 告示4の(2)の措置が行われる生果実が他の生果実と隔離されること。
- (4) タイ植物防疫機関による監督及び監査が行われること。
- (5) 登録番号、施設名、施設の場所及び責任者を記載した一覧表が作成され、輸出を開始する1か月前までに、タイ植物防疫機関から日本国植物防疫機関宛てに提出されること。

### 3 こん包及びこん包場所

#### (1) こん包

告示6の(1)によるこん包に通気孔を設ける場合は、次のいずれかの方法によるものとする。

ア 生果実をこん包に収納する前に合成樹脂製の包装材料(通気孔を設ける場合は、孔の直径が1.6ミリメートル以下のものに限る。)で包み込むこと。

イ 通気孔に網(孔の直径が1.6ミリメートル以下のものに限る。)が張られている

こん包を使用すること。

ウ こん包又は束ねたこん包全体を網（孔の直径が1.6ミリメートル以下のものに限る。）で覆うこと。

#### (2) こん包場所

告示6の(2)によるこん包場所は、次の条件を満たしているものとする。

ア 指定選果施設内にあること。

イ 病害虫の侵入を防止するための設備があり、定期的に消毒が行われていること。

#### 4 保管場所及び保管期間

(1) 告示7の保管場所は、スワンナプーム空港内の施設であって、タイ植物防疫機関が指定する次のいずれかのものとする。

ア 低温施設を具備した日本向けのマンゴウ、マンゴスチン又はポメロの生果実の専用保管施設

イ 旅客待合広間に設置されている小売店であって、日本向けのマンゴウ、マンゴスチン又はポメロの生果実を陳列し、及び販売するもの

(2) (1)の保管場所における保管期間は8日以内とする。

(3) (1)の保管場所において保管される生果実のこん包に係る植物検疫証票は、次の場合にタイ植物防疫機関により抹消されるものとする。

ア (2)の保管期間を超えた場合

イ 告示6の(3)の封印がされていない場合

ウ 告示9の表示がされていない場合

エ こん包が破損し、又は開ひされている場合

#### 5 指定生産園地、指定選果施設、こん包場所及び保管場所の調査

植物防疫官は、1、2、3の(2)及び4の(1)の条件を満たすことを確認するため、原則として、1年に1回以上、タイ植物防疫機関が行う日本向け生果実の生産園地、選果施設、こん包場所及び保管場所の指定のための調査の記録により、当該調査が的確に実施されたことを確認するものとする。なお、植物防疫官が必要と認めたときは、これに加え、当該生産園地、選果施設、こん包場所又は保管場所について、実地で調査するものとする。

#### 6 検査の実施の確認

植物防疫官は、告示5による検査の実施の確認について、次により、原則として、1年に1回以上、タイ植物防疫機関が記録した告示3の(1)の検査の実施記録を確認し、当該検査が的確に実施されたことを確認するものとする。なお、植物防疫官が必要と認めたときは、これに加え、実地での調査により検査が的確に実施されたことを確認するものとする。

ア 生果実のこん包数の5パーセント以上がタイ植物防疫機関によって検査されたことを確認すること。

イ 検査の結果、検疫有害動植物（特にミカンコミバエ種群）及び傷のある生果実がな

かったことを確認すること。

## 7 輸出の停止

- (1) 告示3の(1)による検査の結果、ミカンコミバエ種群が発見された場合は、直ちに日本国植物防疫機関に通報させるとともに、ミカンコミバエ種群が付着した原因が判明し、再発防止策について日本とタイとの間で合意されるまでは、以降の輸出を停止させるものとする。
- (2) 告示3の(1)による検査の結果、傷のある生果実が発見された場合は、直ちに日本国植物防疫機関に通報させるとともに、傷のある生果実が混入した原因が判明し、再発防止策について日本とタイとの間で合意されるまでは、当該荷口に関連する指定生産園地及び指定選果施設からの以降の輸出を停止させるものとする。
- (3) 植物防疫官は、6の確認の結果、検査が的確に実施されていないと判断された場合、その原因についてタイ植物防疫機関と共同して調査するものとする。なお、タイ植物防疫機関は、その原因が判明するまでは、以降の輸出を停止するものとする。

## 8 植物検疫証票

告示8の植物検疫証票は、次の字句の内容を含むものとする。

Phytosanitary certificate label for Mangosteen

Master certificate No. \_\_\_\_\_

Label No. \_\_\_\_\_

Date of Packing \_\_\_\_\_

Certified by \_\_\_\_\_

(Signature of Thai inspector)

## 9 航空携行手荷物の保管状況の確認

- (1) 4の(1)の保管場所では、タイ植物防疫機関により、次に掲げる事項が記録されるものとする。
  - ア 保管数量及び輸出数量
  - イ 保管期間
  - ウ 植物検疫証明書及び植物検疫証票の抹消
  - エ 低温施設の稼働状況
- (2) 植物防疫官は、原則として、1年に1回以上、(1)の記録を用いて、保管が適切に行われていることを確認するものとする。なお、植物防疫官が必要と認めたときは、これに加え、実地で保管が適切に行われていることを確認するものとする。

## 10 表示

- (1) 告示9の表示は、次の字句によるものとし、こん包の側面等の見やすい場所に、容易に確認できる大きさで行うこととする。
  - ア 輸出植物検疫終了の表示

INSPECTED-DOA THAILAND

イ 仕向地の表示

FOR JAPAN

(2) 航空携行手荷物のこん包の表示には、次の内容を含む日本語、タイ語及び英語の注意書きを表示させるものとする。

ア 当該マンゴスチンの生果実は、日本の飛行場に到着後直ちに植物検疫を受けなければならないこと。

イ アの検疫前に封印が破られていた場合、当該マンゴスチンの生果実は輸入禁止とされること。

## 11 輸入検査

(1) 輸入検査は、輸入港において生果実及び添付されている植物検疫証明書若しくはその写し又は植物検疫証票を確認して行うものとする。なお、植物検疫証票を確認して行う場合は、告示8の植物検疫証明書又はその写しが植物防疫所にあらかじめ送付されていることを確認するものとする。

(2) 航空携行手荷物として輸入された場合において、(1)の確認を行ったときは、当該こん包の植物検疫証票を抹消するものとする。

(3) 植物防疫官は、植物検疫証明書若しくは植物検疫証票が添付されていない場合、告示6の(3)の封印がなされていない場合、告示9の表示がなされていない場合又はこん包が破損され、若しくは開ひされている場合には、当該生果実の廃棄又は返送を指示するものとする。

(4) 植物防疫官は、ミカンコミバエ種群が発見された場合は、次により措置するものとする。

ア ミカンコミバエ種群が発見された荷口を所有し、又は管理する者に対して当該荷口全量の廃棄又は返送を指示すること。

イ ミカンコミバエ種群が発見されたことをタイ植物防疫機関に通報するとともに、その原因についてタイ植物防疫機関に調査を求め、又は必要に応じ共同して調査し、その原因が判明し、再発防止策について日本とタイとの間で合意されるまでは、以後の輸入検査を中止すること。

(5) 植物防疫官は、傷のある生果実が発見された場合は、次により措置するものとする。

ア 傷のある生果実が発見された荷口を所有し、又は管理する者に対して当該荷口全量の廃棄又は返送を指示すること。

イ 傷のある生果実が発見されたことをタイ植物防疫機関に通報するとともに、その原因についてタイ植物防疫機関に調査を求め、又は必要に応じ共同して調査し、その原因が判明し、再発防止策について日本とタイとの間で合意されるまでは、当該荷口に関連する指定生産園地及び指定選果施設からの生果実の以後の輸入検査を中止すること。

## タイ王国産マンゴスチンの生果実に関する植物検疫実施細則（平成15年4月25日付け14生産第10775号生産局長通知）一部改正新旧対照表

(下線部分は改正部分)

改正後	現行
<p>タイ産マンゴスチンの生果実に関する植物検疫実施細則</p> <p><u>タイから発送されるマンゴスチンの生果実に係る農林水産大臣が定める基準（平成15年4月25日農林水産省告示第721号。以下「告示」という。）4の（1）の措置が行われるものに係る植物検疫の実施については、植物防疫法施行規則（昭和25年農林省令第73号）、告示及び輸入植物検疫規程（昭和25年7月8日農林省告示第206号）に規定するもののほか、この細則に定めるところによる。</u></p> <p>1 消毒施設 告示4の<u>（1）の蒸熱処理施設は、次の条件を満たしているものとする。</u> （1）～（4）（略）</p> <p>2 こん包及びこん包場所 （1）こん包 告示6の（1）のこん包に<u>通気孔を設ける場合は、次のいずれかの方法によるものとする。</u> ア～ウ（略） （2）こん包場所 告示6の（2）のこん包場所は、次の条件を満たしているものとする。 ア～ウ（略）</p> <p>3 保管場所及び保管期間 （1）告示7の保管場所は、スワンナプーム空港内の施設であって、<u>タイ植物防疫機関が指定する次のいずれかの施設とする。</u></p>	<p>タイ<u>王国</u>産マンゴスチンの生果実に関する植物検疫実施細則</p> <p>植物防疫法施行規則（昭和25年農林省令第73号）別表2の付表第40のタイ産マンゴスチンの生果実に係る植物検疫の実施については、<u>平成15年4月25日農林水産省告示第721号（以下「告示」という。）に規定するもののほか、この細則に定めるところによる。</u></p> <p>1 消毒施設 告示4の<u>生産地における消毒のための蒸熱処理施設は、次の条件を満たしているものとされている。</u> （1）～（4）（略）</p> <p>2 こん包及びこん包場所 （1）こん包 告示6の（1）のこん包に通気孔を設ける場合は、次のいずれかの方法によるものと<u>されている。</u> ア～ウ（略） （2）こん包場所 告示6の（2）のこん包場所は、次の条件を満たしているものと<u>されている。</u> ア～ウ（略）</p> <p>3 保管場所及び保管期間 （1）告示7の保管場所は、スワンナプーム空港内の施設であって、<u>タイ植物防疫機関が指定する次のいずれかの施設とされている。</u></p>

ア 低温施設を具備した日本向けのマンゴウ、マンゴスチン又はポメロの生果実の専用保管施設

イ 旅客待合広間に設置されていて、日本向けのマンゴウ、マンゴスチン又はポメロの生果実を陳列し、販売する小売店

(2) (1) の保管場所における保管期間は8日以内とする。

(3) 保管場所における生果実は、次の場合、タイ植物防疫機関により当該こん包に係る植物検疫証票を抹消されるものとする。

ア～エ (略)

#### 4 蒸熱処理施設、こん包場所及び保管場所の調査

植物防疫官は、告示4の(1)の蒸熱処理施設、告示6の(2)のこん包場所及び告示7の保管場所について、それぞれ1、2の(2)及び3の(1)の条件を満たすものであることを確認するため、原則として、1年に1回以上、タイ植物防疫機関が行う日本向け生果実の蒸熱処理施設、こん包場所及び保管場所の指定のための調査の記録により、調査が的確に行われたことを確認するものとする。なお、植物防疫官が必要と認めるときは、これに加え、当該蒸熱処理施設、こん包場所又は保管場所について、実地で調査するものとする。

#### 5 検査及び消毒の実施の確認

##### (1) 消毒の実施の確認

植物防疫官は、告示5の消毒の実施の確認について、次により、原則として、1年に1回以上、タイ植物防疫機関が記録した告示4の(1)の消毒の実施記録により、消毒が的確に実施されたことを確認するものとする。なお、植物防疫官が必要と認めるときは、これに加え、実地での調査により消毒が的確に実施されたことを確認するものとする。

ア～ウ (略)

る。

ア 低温施設を具備した消毒済みマンゴスチンの生果実の専用保管施設

イ 旅客待合広間に設置されていて、消毒済みマンゴスチンの生果実を陳列し、販売する小売店

(2) (1) の保管場所における保管期間は、消毒の日から8日以内とするものとされている。

(3) 保管場所における生果実は、次の場合、タイ植物防疫機関により当該こん包に係る植物検疫証票を抹消されるものとされている。

ア～エ (略)

#### 4 蒸熱処理施設、こん包場所及び保管場所の調査

植物防疫官は、告示4の蒸熱処理施設、告示6の(2)のこん包場所及び告示7の保管場所について、それぞれ1、2の(2)及び3の(1)の条件を満たすものであることを確認するため、原則として、1年に1回以上、タイ植物防疫機関が行う日本向け生果実の蒸熱処理施設、こん包場所及び保管場所の指定のための調査の記録により、調査が的確に行われたことを確認するものとする。ただし、植物防疫官が必要と認めるときは、これに加え、当該蒸熱処理施設、こん包場所又は保管場所について、実地で調査するものとする。

#### 5 検査及び消毒の実施の確認

##### (1) 消毒の実施の確認

植物防疫官は、告示5の消毒の実施の確認について、次により、原則として、1年に1回以上、タイ植物防疫機関が記録した告示4の消毒の実施記録により、消毒が的確に実施されたことを確認するものとする。ただし、植物防疫官が必要と認めるときは、これに加え、実地での調査により消毒が的確に実施されたことを確認するものとする。

ア～ウ (略)

## (2) 検査の実施の確認

植物防疫官は、告示5の検査の実施の確認について、次により、原則として、1年に1回以上、タイ植物防疫機関が記録した告示3の(1)の検査の実施記録を確認し、検査が的確に行われていることを確認するものとする。なお、植物防疫官が必要と認めたときは、これに加え、実地での調査により検査が的確に実施されたことを確認するものとする。

ア・イ (略)

## 6 輸出の停止

(1) 告示3の(1)の検査の結果、ミカンコミバエ種群が発見された場合は、直ちに日本国植物防疫機関に通報させるとともに、ミカンコミバエ種群が付着した原因が判明し、再発防止策について日本とタイとの間で合意されるまでは、以降の輸出を停止させるものとする。

(2) 植物防疫官は、5の(1)又は(2)の確認の結果、検査又は消毒が的確に実施されていないと判断された場合、その原因についてタイ植物防疫機関と共同して調査するものとする。なお、タイ植物防疫機関は、その原因が判明するまでは、以降の輸出を停止するものとする。

## 7 植物検疫証票

告示8の植物検疫証票は、次の字句の内容を含むものとする。

(略)

## 8 航空携行手荷物の保管状況の確認

(1) 4の(1)の保管場所では、タイ植物防疫機関により、次に掲げる事項が記録されるものとする。

## (2) 検査の実施の確認

植物防疫官は、告示5の検査の実施の確認について、次により、原則として、1年に1回以上、タイ植物防疫機関が記録した告示3の(1)の検査の実施記録を確認し、検査が的確に行われていることを確認するものとする。ただし、植物防疫官が必要と認めたときは、これに加え、実地での調査により検査が的確に実施されたことを確認するものとする。

ア・イ (略)

## 6 輸出の停止

(1) タイ植物防疫機関は、告示3の(1)の検査の結果、ミカンコミバエ種群を発見した場合、直ちに日本国植物防疫機関に通報するとともに、ミカンコミバエ種群が付着した原因について調査し、その原因が判明するまでは、以後の告示4の消毒を行わないものとされている。

(2) 植物防疫官は、5の(1)又は(2)の結果、検査又は消毒が的確に実施されていないと判断された場合、その原因についてタイ植物防疫機関と共同して調査するものとする。なお、タイ植物防疫機関は、その原因が判明するまでは、以降の輸出を停止するものとされている。

## 7 植物検疫証票

告示8の植物検疫証票は、次の字句の内容を含むとされている。

(略)

## 8 航空携行手荷物の保管状況の確認

(1) 植物防疫官は、航空携行手荷物として日本向けに輸出される生果実の保管状況について、次により、原則として、1年に1回以上、タイ植物防疫機関が記録した告示7の保管場所での保管状況の確認の記録により、保管が適切に行われていることを確認するものとする。ただし、植物防疫官が必要と認めたとき

ア～エ (略)

- (2) 植物防疫官は、原則として、1年に1回以上、(1)の記録を用いて、保管が適切に行われていることを確認するものとする。なお、植物防疫官が必要と認めたときは、これに加え、実地で保管が適切に行われていることを確認するものとする。

#### 9 表示

- (1) 告示9の表示は、それぞれ次の様式によるものとし、こん包の側面等の見やすい場所に、容易に確認できる大きさで行うこととする。

ア・イ (略)

- (2) 航空携行手荷物のこん包の表示には、次の内容を含む日本語、タイ語及び英語の注意書きを表示させるものとする。

ア (略)

イ アの検査前に封印が破られていた場合、当該マンゴスチンの生果実は輸入禁止とされること。

#### 10 輸入検査

(1) (略)

- (2) 航空携行手荷物として輸入された場合において、(1)の確認を行ったときは、当該こん包の植物検査証票を抹消するものとする。

(3) (略)

(削る。)

- (4) 植物防疫官は、ミカンコミバエ種群が発見された場合は、次により措置するものとする。

ア ミカンコミバエ種群が発見された荷口を所有し、又は管理する者に対して当該荷口全量の廃棄又は返送を指示すること

。

は、これに加え、当該保管状況について、実地で確認するものとする。

ア～エ (略)

- (2) タイ植物防疫機関は、(1)の保管状況の確認を円滑に行うため、保管場所を管理する責任者に対し、(1)のアからエまでに掲げる事項を記録させるものとされている。

#### 9 表示

- (1) 告示9の表示は、それぞれ次の様式によるものとし、こん包の側面等の見やすい場所に、容易に確認できる大きさで行われるものとしてされている。

ア・イ (略)

- (2) 航空携行手荷物のこん包の表示には、次の内容を含む日本語、タイ語及び英語の注意書きを表示させるものとされている。

ア (略)

イ その検査前に封印を破ると当該マンゴスチンの生果実は、輸入禁止とされること。

#### 10 輸入検査

(1) (略)

- (2) 航空携行手荷物として輸入された場合において、(1)の確認を行ったときは、当該こん包の植物検査証明書又は植物検査証票をまっ消するものとする。

(3) (略)

- (4) (1)、(2)及び(3)以外の輸入検査の手續及び方法は、輸入植物検査規程(昭和25年7月8日農林省告示第206号)によるものとする。

- (5) 植物防疫官は、ミカンコミバエ種群が発見された場合は、次により措置するものとする。

ア 当該荷口全量の廃棄又は返送を指示すること。

イ ミカンコミバエ種群が発見されたことをタイ植物防疫機関に通報するとともに、その原因についてタイ植物防疫機関に調査を求め、又は必要に応じ共同して調査し、その原因が判明し、再発防止策について日本とタイとの間で合意されるまでは、以後の輸入検査を中止すること。

イ ミカンコミバエ種群が付着した原因についてタイ植物防疫機関と共同して調査し、その原因が判明するまでは、それ以後の輸入検査を中止すること。

附 則

この通知は、令和5年8月7日から施行する。